

人間ドック等受診者（以下「利用者」という）と半田市医師会健康管理センター（以下「当センター」という）との間において、人間ドックの利用に関する規定を定めるものです。

【受診者の権利】

1. 当センターによる人間ドック等受診に際して、利用者は、自己の意思に基づいて自由に受診することができます。
2. 当センターは、法令および関連する規定に則り、利用者のプライバシーや個人情報を厳守します。
3. 当センター、利用者からの要望や相談に迅速かつ適切に応じ、利用者の受診の利便性を増進するための取り組みを進めます。

【受診者の義務】

1. 利用者は、人間ドック等受診に際し、必要とされる全ての情報を正確に提供し、登録内容を適宜更新することが義務付けられます。
2. 利用者は、人間ドック等受診に際して、必要な諸検査を受けることを義務付けられます。
3. 利用者は、人間ドック等受診に際して、当センターの指示に従い、診断精度を維持するための十分な準備を行うことが義務付けられます。

【当施設の責任】

1. 当センターは、適切な診療水準に従い、人間ドック等健診業務を提供するため、適切な設備、機器、人材を準備します。
2. 当センターは、人間ドック等受診に際して得られた利用者の情報を、利用者の承諾を得ることなく第三者に提供しないことを約束します。
3. 当センターは、人間ドック受診に際し、利用者に対する説明やアドバイスを適切に行い、利用者の意思決定を適切に尊重します。

【注意事項】

1. 利用者の診断に関する責任は、医師に帰属します。
2. 当センターは、利用者の健康状態および生命に対して、直接的あるいは間接的な責任を負わないものとします。
3. 当センターは、利用者の受診に際して、予約日時に関する事情、混雑状況等の事由により、予約日時にどうしても受診できなくなった場合に限り、再予約の手配に努めますが、それに伴う費用や責任は負いません。

以上が、当センターの人間ドック等受診に関する利用規約です。利用者は、当施設の規約に同意した上で、受診をご利用ください。